

平成 22 年（2010 年）5 月 27 日

市議会議員 様

横須賀市教育委員会事務局
生涯学習部長

谷内達子氏より受領した通知書に対する回答書の送付について

平成 22 年 5 月 11 日付谷内達子氏より受領した通知書に対しまして、別添のとおり、回答書を、谷内達子氏代理人弁護士中村幾一様あて、平成 22 年 5 月 25 日に発送しましたので、お知らせします。

【事務担当は、美術館運営課 佐藤 直通 046(845)1211】

回 答 書

拝 復

このたび、平成 22 年 5 月 11 日付文書を拝見させていただきました。ご遺族と横須賀市との間で、過去から様々行き違いがありましたこと、大変、心苦しく思っております。

これまでの私の言動は、横須賀市の議会軽視の姿勢や対応を指弾してきたものでご遺族の方々を批判する意図はありませんでした。

アドバイザー報酬の更新を中止したことも横須賀市の危機的な財政事情をなんとかしなければという強い思いで行ったものです。

しかし、これらの出来事が、ご遺族の皆様を深く傷つけたことにつきましても、大変遺憾に思っております。

谷内六郎氏の作品は、中高年の方はもちろんのこと、週刊新潮の表紙絵を知らない若い世代にも共感を与え、世代を超えた人気を得ているものと認識しております。

谷内六郎館は、来館者の満足度が非常に高く、横須賀美術館に必要な存在と考えております。

全国の、数多くの谷内六郎ファンのためにも、今後とも谷内六郎館におきまして作品の展示を継続していきたいと考えております。

なお、貴翰は、作品の寄贈につき、負担付

き贈与契約の義務の不履行を原因として、作品の返還を請求されていますが、横須賀市としては、本件寄贈は負担を伴わない民法第549条に定める無償贈与であったと認識しておりますことを申し添えさせていただきます。

最後になりますが、6月4日にお訪ねし、お考えを伺い、誠心誠意お話しさせていただきましたので、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成22年5月25日

〒238-8550

神奈川県横須賀市小川町11番地

通知人

横須賀市

上記代表者市長 吉田 雄 人

〒102-0084

東京都千代田区二番町9番2号

日興ロイヤルパレス二番町第2ビル501号

中村幾一法律事務所

被通知人

谷内達子氏代理人

弁護士 中村 幾一様